

行政区（自治会）未加入者に対する共益費（防犯灯等）について弁護士に相談しました。

Vo. 2

村では、集落支援員と協力のうえ、行政区（自治会）課題について研究しています。

Q：白馬村

自治会未加入者にも共益費を請求できることは理解できましたが、防犯灯について、自宅周辺の数台しか受益を受けていないので、その分しか払わない旨の主張が想定されます。

A：町村会弁護士

通常、共益費は全体的に受益を受けるものですので、部分的な主張は認められません。

Q：白馬村

自治会未加入者にも共益費を請求できることは理解できましたが、加入率低下することも懸念されます。

A：町村会弁護士

自治会は任意団体なので、加入率低下と共益費徴収は別に考えるべきです。

Q：白馬村

自治会が加入希望者の加入を拒否した事例がありました。

A：町村会弁護士

自治会脱会は本人の自由意思ですが、共益費のみの請求化は可能です。一般的に自治会は広く地域の親睦を目的としているため、加入拒否による、昔で言う村八分的な扱いは、敗訴事例もあります。

連絡先：総務課企画調査係 72-7002